

**令和8年度採用 福岡市総務企画局国際部国際交流課
会計年度任用職員 募集案内【国際コーディネーター（英語）】**

1 応募受付期間

電子申請	令和8年7月10日（金）9:00～令和8年8月23 日（日）23:59【受信有効】
-------------	---

2 募集内容

職名	国際コーディネーター（英語）
採用予定人数	1 人
職務の概要	(1) 二役（市長・副市長）出席案件に関する通訳・翻訳業務 (2) 姉妹都市を含む海外との交流に係る折衝、連絡調整 (3) 各種資料及び海外との各種折衝における翻訳・通訳業務 (4) その他所属長が必要と認める業務
勤務地	福岡市総務企画局国際部国際交流課 （福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所8階）
任用期間	令和8年11月1日から令和9年3月31日まで ※任用開始日については、合格者と相談の上、変更する場合があります。 ※勤務成績が良好な場合、65 歳に達するまでは、4回を上限とした公募によらない再採用を行うことがあります。 ※65 歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。
受験資格	1 次の資格要件を全て満たす人 (1) 実用英語検定Ⅰ級またはTOEIC 900点以上、あるいはそれらと同等の英語力のいずれかを有すること。 (2) 日本語を母国語としない場合は、上記と同等の英語力に加え、日本語能力試験Ⅰ級あるいは同レベルの日本語力を有すること。 (3) パソコンによる業務（Word、Excel、PowerPoint 等）が可能なこと。 (4) 国際関係業務での通訳及び翻訳の実務経験を有すること。 (5) 出張（海外及び国内）が可能であること。 (6) 令和8年11月1日から採用に応じられ、任用期間を通じて職務に従事できること。 2 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人 【地方公務員法第16条（抄）】 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

	一次試験	二次試験
日時・会場	応募書類をもとに書類選考を行います。	令和8年9月5日(土)に福岡市内で行う予定。 ※場所・日時等の詳細は一次試験合格者に 通知の際にお知らせします。
内容		翻訳試験(英⇄日)、面接(人物評価、通訳 (英⇄日)実技評価)を行います。
合格発表	令和8年8月28日(金)頃	令和8年9月7日(月)頃

※合格発表は、福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に結果をメールで通知します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿(以下、「候補者名簿」という。)に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年11月1日以降に採用します。
- (3) 候補者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。また、令和8年11月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月(勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

勤務日	月曜日から金曜日までの週5日(土日祝日の勤務を命じる場合があります)
休日	土日祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
勤務時間・ 休憩時間	週の勤務時間:27時間30分 1日の勤務時間:原則、午前10時から午後4時半まで(休憩時間60分) ※業務の都合上、勤務時間の割り振り変更や時間外勤務を命じる場合があります。
給与	月額253,553円(地域手当相当報酬を含む。) ※採用日前10年間について、本市職員(会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む)として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。 ※採用されるまでに給与関係の条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
期末・勤勉手当	年間で給与の4.65月分(6月・12月に各期2.325月ずつ)を在職期間等に応じて支給
通勤手当	条例、規則等に基づき別途支給(月55,000円まで)
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当(相当報酬)等が支給されます。
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇(1年間に最大20日)を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険、厚生年金、雇用保険の適用があります。
公務災害	福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償
身分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 (服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への

	従事等制限)
その他	・報酬等支給日：毎月 20 日 (ただし、時間外勤務手当(相当報酬)等の実績に応じて支給する手当は翌月 20 日) ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募方法等

受付期間	令和8年7月10日(金)9:00~令和8年8月23日(日)23:59【受信有効】
申請方法	パソコンやスマートフォン等から申込みができます。 下記申請フォーム(URLまたは二次元コード)にアクセスし、必要事項を入力してください。申請が完了すると、「申請受け付けのお知らせメール」が届きます。 ※電子申請による申込みが難しい場合は、末尾の問い合わせ先へご相談ください。なお、受付期間終了間際のお問い合わせには対応できない場合がありますので、お早めにご相談ください。
申請フォーム URL	https://ttzk.graffer.jp/city-fukuoka/smart-apply/apply-procedure-alias/R8-international-coordinator-en
二次元コード	
注意事項	・「申請受け付けのお知らせメール」が迷惑メールに振り分けられることがあります。メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダを確認してください。また、メールアドレスやドメインの指定受信をされている方は「@mail.graffer.jp」を拒否しないよう設定してください。 ・使用するパソコン等の機器の故障や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込みください。 ・誤った内容で申請した場合は、必ず、<u>受付期間中に一度申請を取り下げた上で再度申請してください</u>。なお、申請の取り下げは、「申請受け付けのお知らせメール」に記載の URL から行ってください。

7 その他

- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日(閉庁日の場合はその翌日)から1か月間(郵送による請求の場合は消印有効)、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

福岡市総務企画局国際部国際交流課
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
TEL:092-711-4023 FAX:092-733-5597
Email:kokusaikoryu.GAPB@city.fukuoka.lg.jp